

# 知多市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年9月

知多市

## 目 次

第 1	はじめに	
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	・ ・ ・ ・ 1
2	取組の経緯	・ ・ ・ ・ 1
3	市行動計画の作成	・ ・ ・ ・ 2
第 2	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	・ ・ ・ ・ 3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	・ ・ ・ ・ 4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	・ ・ ・ ・ 6
	(1) 基本的人権の尊重	
	(2) 危機管理としての特措法の性格	
	(3) 関係機関相互の連携協力の確保	
	(4) 記録の作成・保存	
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	・ ・ ・ ・ 7
	(1) 患者等の発生想定	
	(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	
5	対策推進のための役割分担	・ ・ ・ ・ 8
6	行動計画の主要 6 項目	・ ・ ・ 1 1
	(1) 実施体制	・ ・ ・ 1 1
	(2) 情報提供・共有	・ ・ ・ 1 2
	(3) 予防・まん延防止	・ ・ ・ 1 4
	(4) 予防接種	・ ・ ・ 1 5
	(5) 医療	・ ・ ・ 1 8
	(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・ ・ ・ 1 9
7	発生段階	・ ・ ・ 1 9
第 3	各発生段階における対策	
1	未発生期	・ ・ ・ 2 2
	(1) 実施体制	・ ・ ・ 2 2

(2) 情報提供・共有	・・・ 2 3
(3) 予防・まん延防止	・・・ 2 4
(4) 予防接種	・・・ 2 4
(5) 医療	・・・ 2 5
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・ 2 5
2 海外発生期	・・・ 2 7
(1) 実施体制	・・・ 2 7
(2) 情報提供・共有	・・・ 2 7
(3) 予防・まん延防止	・・・ 2 8
(4) 予防接種	・・・ 2 8
(5) 医療	・・・ 2 8
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・ 2 9
3 県内未発生期（国内発生早期以降）	・・・ 3 0
(1) 実施体制	・・・ 3 0
(2) 情報提供・共有	・・・ 3 1
(3) 予防・まん延防止	・・・ 3 1
(4) 予防接種	・・・ 3 1
(5) 医療	・・・ 3 3
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・ 3 4
4 県内発生早期	・・・ 3 6
(1) 実施体制	・・・ 3 7
(2) 情報提供・共有	・・・ 3 7
(3) 予防・まん延防止	・・・ 3 7
(4) 予防接種	・・・ 3 7
(5) 医療	・・・ 3 8
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・ 3 9
5 県内感染期	・・・ 4 2
(1) 実施体制	・・・ 4 3
(2) 情報提供・共有	・・・ 4 3

(3) 予防・まん延防止	・・・ 4 3
(4) 予防接種	・・・ 4 4
(5) 医療	・・・ 4 4
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・ 4 5
6 小康期	・・・ 4 7
(1) 実施体制	・・・ 4 7
(2) 情報提供・共有	・・・ 4 7
(3) 予防・まん延防止	・・・ 4 7
(4) 予防接種	・・・ 4 8
(5) 医療	・・・ 4 8
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・ 4 8

(別添) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

資料 用語解説

## 第1 始めに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

本市においては、平成21年2月に、国の行動計画が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」の一部改正や科学的な知見の蓄積により、大幅に改定されたことから、平成21年5月に市長を本部長とする「知多市新型インフルエンザ対策本部」を設置するとともに、市における新型インフルエンザ対策の方針を示す「知多市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

さらに、新型インフルエンザ発生時においても、市が必要な業務を維持できるようにするため、平成21年8月に、発生時の業務継続上の基本的事項を定め

た「知多市新型インフルエンザ対策業務継続計画」を策定した。

平成21年（2009年）4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、日本でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。国では、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

この特措法に基づき、新たに知多市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成することとしたものである。

### 3 市行動計画の作成

市は、特措法第8条に基づき、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、平成21年度に作成した知多市新型インフルエンザ対策行動計画を見直し、知多市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成した。病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応については、市行動計画に準じた対策として「国内外で鳥インフルエンザ

が人で発症した場合等の対策」で示す。

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、政府行動計画及び県行動計画の改定等を踏まえ、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、愛知県及び本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の患者受け入れ能力を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市政における重要課題の1つに位置づけ、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

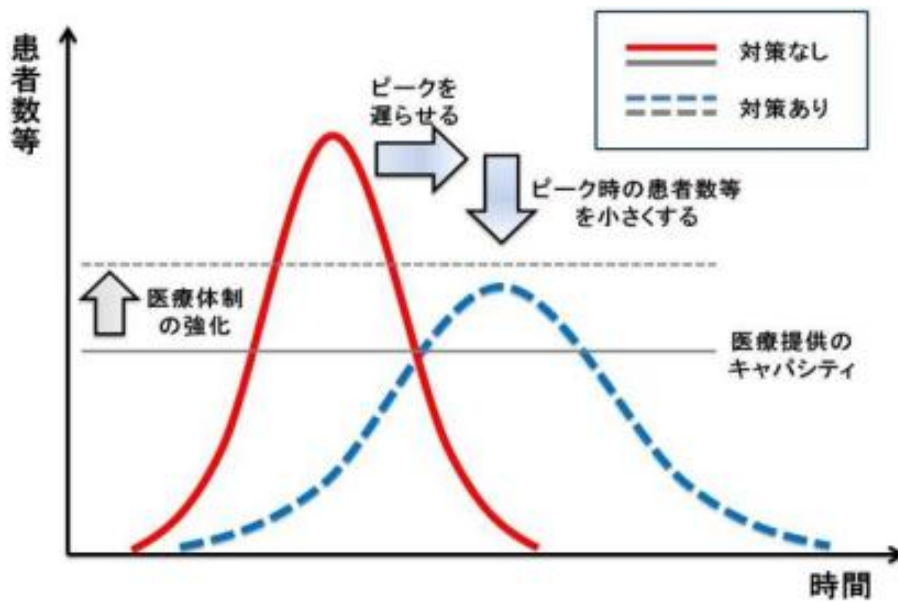
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、1つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。病原性の高い新型インフルエンザ等への対応及び常に発生・流行時に想定される状況を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、市行動計画に対策の選択肢を示す必要がある。

また、関係機関等と事前に調整を行うとともに、関係者に市行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるように準備をしておく必要がある。

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、速やかに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
- ・国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場



合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定した対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

- ・ 県との十分な情報共有と連携を図り、発生時の対応等が円滑に行えるよう準備しておく必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定され、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。このため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

- ・ 医療機関、事業者等においても、市行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、業務継続計画やマニュアル等を定めるなどして、発生時には各々が適切に対応していくことが必要である。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に市民、事業所等が冷静に対応することが重要であることから、市民、事業所等に対して、新型インフルエンザ等に関する正しい知識、事前準備、発生時の対応等について周知していく。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を次の点に留意し、的確かつ迅速に実施する。

#### (1) 基本的人権の尊重

国、県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。県との連携のもと、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなど状況によっては、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

愛知県知事を本部長とする愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、市長を本部長とする知多市新型インフルエンザ等対策本部（以下「知多市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

#### (4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、知多市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

##### (1) 患者等の発生想定

本市は、名古屋南部臨海工業地帯を擁するとともに、名古屋市等へ通勤又は通学する者の住宅都市として発展してきた。

国の想定したり患率や致命率等を本市の人口（平成25年10月現在の本市の人口約8.6万人は、全国約1億2,806万人の約0.07%）に当てはめ次のとおり本市の被害を想定した。

			国	愛知県	知多市
総人口			約1億2,806万人	約741万人	約8.6万人
医療機関を受診する患者数			約1,300万人～ 約2,500万人	約75万人～ 約145万人	約9,100人～ 約17,500人
入院患者数及び死亡者数の上限	病原性中等度	入院患者数	約53万人	約3.1万人	約370人
		死亡者数	約17万人	約1万人	約120人
	病原性重度	入院患者数	約200万人	約11.6万人	約1,400人
		死亡者数	約64万人	約3.7万人	約450人

- ・これらの推計の基となる国の想定は、医療機関を受診する患者数については、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いており、入院患者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度の致命率を0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度の致命率を2.0%として推計している。
- ・また、この想定では新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・国の被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととされている。

・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が1つの例として想定される。

- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にり患する。り患した従業員の大部分は、欠勤後1週間から10日間程度で治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

- ・平成21年（2009年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は、国民の約1%と推定されていることから、ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられる。さらに、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

### (1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

<p>国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品の調査・研究の推進</li> <li>・諸外国との国際的な連携の確保</li> </ul>
<p>(2) 地方公共団体</p>
<p>地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p><b>【県】</b></p> <p>県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に判断し対応する。</p> <p><b>【市】</b></p> <p>市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。</p>
<p>(3) 医療機関</p>
<p>新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要である。</p> <p>医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。</p>
<p>(4) 指定（地方）公共機関</p>

<p>指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>
<p>(5) 登録業者</p> <p>特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。</p>
<p>(6) 一般の事業者</p> <p>事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。</p> <p>市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。</p>
<p>(7) 個人</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p>

## 6 行動計画の主要6項目

本市における行動計画は、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) 予防・まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、知多市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議（以下「市対策庁内連絡会議」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部署間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

さらに、庁内関係部署においては、県、近隣市町や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

海外発生期についても引き続き市対策庁内連絡会議を継続設置し、次段階の対応準備と情報収集及び情報提供を行う。なお、海外における感染拡大により、世界保健機関（WHO）による新型インフルエンザのフェーズ4宣言等が行われ、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、県との連携を図り、一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とする特措法に基づかない任意の知多市対策本部を設置する。

さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、政府対策本部長により特措法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われた場合には、任意の知多市対策本部から直ちに特措法に基づく知多市対策本部に移行し、政府対策本部が示す基本的対処

方針により、必要な措置を講ずる。

市が実施する新型インフルエンザ等対策が、医学・公衆衛生学の観点からの合理性を確保するため、行動計画の作成や発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する必要がある。

## (2) 情報提供・共有

サーベイランスは、インフルエンザ等の発生状況を正確かつ継続的に調査、把握しその情報を基に疾病の予防と管理を図ることをいうが、新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、国や県と連携を図りつつ、サーベイランス等により新型インフルエンザ等の患者発生等の情報を収集し、必要な判断につなげる。また、サーベイランスの結果、国や県からの情報を関係者に迅速かつ定期的に還元、必要に応じて公表することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

### ア 情報収集

国や県が実施したサーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報及び流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関に提供し診療に役立てるため常に新しい情報収集に努める。

### イ 情報提供・共有

#### (ア) 情報提供・共有の目的

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

#### (イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、情報が届きにくい人にも配慮し、市ホームページの活用やマスメディアの協力を得るなど複数の媒体を用いて、理解しやすい内容



で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

市は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解を得ることが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に学校では集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部、子育て支援部、教育委員会等は連携して、児童、生徒及び関係者に対し、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(エ) 発生時における市民等への情報提供

- a 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

市民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

特に、医師団等の医療関係団体その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。さらに、市内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、県との共有に最大限の注意を払う必要がある。

- b 市民の情報収集の利便性向上

市民が情報収集する際の利便性向上のため、県の情報、関係各課の情報、指定（地方）公共機関の情報等を、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設する。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について関係部署で調整し、統一を図ることに留意する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応等を分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

まん延防止対策として、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種等の複数の対策を組み合わせて行う。個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、市は、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定又は実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策について

個人における対策については、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等が行われる。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフ

ルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等が行われる。

#### (4) 予防接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種である。特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

##### ア ワクチンについて

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

##### イ 特定接種

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の2つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

市長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力要請又は指示を行うよう県知事に求めるものとする。

(ア) 特定接種の対象者の考え方

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者等が特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

国は、この基本的考え方を踏まえ、特措法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）

を示している。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

#### （イ）特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、事業者自らが接種体制を整えることが求められている。

### ウ 住民接種

#### （ア）住民接種の接種順位の考え方

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の1つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、

状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方のほか、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定される。

#### （イ）住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### （5）医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害

を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画する。

#### (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行う。

## 7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを5つの発生段階に分類している。そして、国全体での発生段階の移行については、WHOの情報を参考にしつつ、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、県が必要に応じて国と協議の上で判断する。

国、県、市町村、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じ

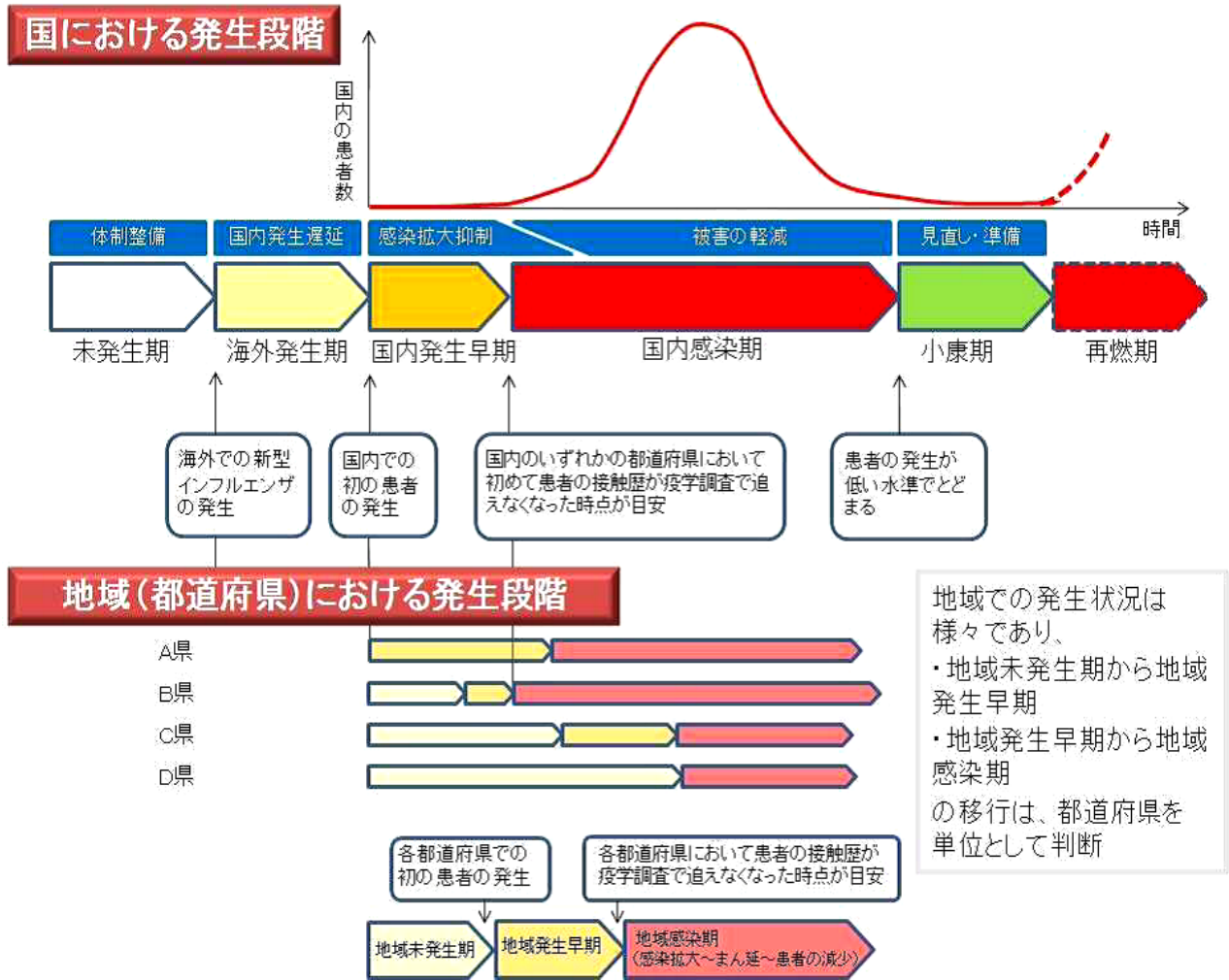
て実施するということに留意が必要である。

<発生段階>

国	愛知県
<p style="text-align: center;">(未発生期)</p> <p style="text-align: center;">新型インフルエンザ等が発生していない状態</p>	
<p style="text-align: center;">(海外発生期)</p> <p style="text-align: center;">海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p>	
<p style="text-align: center;">(国内発生早期)</p> <p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>	<p style="text-align: center;">(県内未発生期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p>
<p style="text-align: center;">(国内感染期)</p> <p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p>	<p style="text-align: center;">(県内発生早期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態等</p>
	<p style="text-align: center;">(県内感染期)</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等</p> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
<p style="text-align: center;">(小康期)</p> <p style="text-align: center;">新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>	



<国及び地域（都道府県）における発生段階>



### 第3 各発生段階における対策

以下、県内における発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、国の方針に沿ったものとするとともに、市内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととする。

※ [ ] は、主に対策を推進する課等を記載している。

< > は、協力機関を記載している。

#### 1 未発生期

発生状況
(1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態 (2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的
発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
(1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行う。

#### (1) 実施体制

ア 「市対策庁内連絡会議」の設置

健康福祉部長を座長とする「市対策庁内連絡会議」を設置し、庁内における連携と情報の共有化を図り、新型インフルエンザ等発生に備え必要な対策を行う。合わせて、特措法の規定に基づき「市行動計画」及び各課・関係機関における「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」の作成を行い、必要に応じ見直しを行う。〔健康推進課、関係各課〕＜関係機関＞

イ 県等との連携強化

県・他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。〔健康推進課〕

(2) 情報提供・共有

ア 情報収集

(ア) 感染症法の発生動向調査に基づく、高病原性鳥インフルエンザの把握を行う。〔環境政策課〕

(イ) 家きん飼育者等からの異常家きんの早期発見、早期通報を徹底する。

また野鳥等の不審死情報を把握する。〔農業振興課〕

(ウ) 国及び県が発信する新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等発生の兆候を捉えた場合は、知多保健所と連携し状況に応じた対応を行う。〔健康推進課〕＜医師団、西知多医療厚生組合＞

(エ) 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

〔幼児保育課、学校教育課〕

イ 情報提供

(ア) 国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。

〔健康推進課〕

(イ) 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、知多保健所との連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。〔健康推進課、市民活動推進課〕

(ウ) 広報ちた、市ホームページ等により、高病原性鳥インフルエンザ及び

新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔健康推進課、市民活動推進課、農業振興課〕

(エ) 国、県の新型インフルエンザ等に関する情報等を医療関係機関等に周知するとともに、医療関係機関に対し、迅速な情報提供ができるように緊急連絡網の確認をする。〔健康推進課〕

(3) 予防・まん延防止

ア 市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自ら発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター※に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等のせきエチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。〔関係各課〕

※海外発生期から国内発生早期までの間に設置することになっている。

イ 国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。

〔健康推進課、環境政策課〕

(4) 予防接種

ア 特定接種

(ア) 国の要請を受け、基準に該当する予防接種事業者の登録事務のうち、国が示す登録実施要領に従い、周知及び登録申請の受付について協力する。〔健康推進課〕

(イ) 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。〔健康推進課〕

(ウ) 特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合に協力する。〔健康推進課〕

(エ) 特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の実施に携る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。〔健康推進課〕

イ 住民接種

- (ア) 全住民を対象とする住民接種については、厚生労働省、県、医師団、関係事業者等の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、全住民が速やかに接種できるよう、未発生期から体制の構築を図る。〔健康推進課〕＜医師団＞
  - (イ) ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。〔健康推進課〕
  - (ウ) 住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し市民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。〔健康推進課〕
  - (エ) 円滑な住民接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。〔健康推進課〕
  - (オ) 速やかに接種することができるよう、医師団、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。〔健康推進課、学校教育課〕＜医師団＞
- (5) 医療
- ア 市内医療機関
    - 医師団、歯科医師会及び薬剤師会と情報の提供並びに今後の対応について協議する。〔健康推進課〕＜医師団、歯科医師会、薬剤師会、西知多医療厚生組合＞
  - イ 休日診療所
    - 医師団と今後の対応について協議するとともに、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、消毒剤等）を備蓄し、整備を図る。〔健康推進課〕＜医師団＞
- (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保
- ア 要援護者等への支援
    - (ア) 県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等につい

て、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

〔福祉課〕

(イ) 住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。〔福祉課〕

(ウ) 介護事業者に対して、生活に支障を来す要介護者等が訪問等のサービスが受けられるよう事業維持を要請する。〔福祉課〕

#### イ 火葬能力等の把握

(ア) 火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の1日当たりの火葬可能数、使用燃料及びその備蓄量、職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館、保冷機能を有する施設等一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。〔環境政策課〕

(イ) 県が火葬場の火葬能力及び臨時遺体安置所等について把握・検討する際並びに火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に県と連携する。〔環境政策課〕

(ウ) 県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には総合窓口課等関係機関との調整を行う。〔総合窓口課、環境政策課〕

ウ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄等をし、又は施設及び設備の整備等を行う。〔健康推進課〕

エ 水道水の安定的供給を行うため、要員の確保等体制の検討を行う。〔水道課〕

## 2 海外発生期

発生状況
(1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 (2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 (3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的
市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 (2) 情報収集体制を強化し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (3) 国からの情報提供を受けて、海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

## (1) 実施体制

「市対策庁内連絡会議」継続設置、「知多市対策本部（任意）」の設置  
市対策庁内連絡会議を継続設置し、庁内における連携と情報の共有化を図り、新型インフルエンザ等発生に備え必要な対策を行う。

なお、海外における感染拡大により、WHOによる新型インフルエンザのフェーズ4宣言等が行われ、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、速やかに市長を本部長とする特措法に基づかない任意の知多市対策本部を設置する。〔健康推進課、関係各課〕＜関係機関＞

## (2) 情報提供・共有

## ア 情報収集

新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、及び関係部署との認識の共有を図る。〔健康推進課、関係各課〕

イ 情報提供

(ア) 市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を設置し、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討するとともに適切な情報提供に努める。また、国から発出される質疑応答集等により適切な情報提供を行う。〔健康推進課、関係各課〕

(イ) 広報ちた、市ホームページ等により、新型インフルエンザ等の海外発生を周知する。〔健康推進課、市民活動推進課〕

(ウ) 市内の学校、保育園等を通じて、児童、生徒、園児及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔幼児保育課、学校教育課〕

(エ) 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受け手に応じた情報提供手段を講じる。〔健康推進課、市民活動推進課〕

(オ) 市ホームページ、相談窓口等を通じて、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報の提供を行う。〔健康推進課、市民活動推進課〕

(3) 予防・まん延防止

市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。〔関係各課〕

(4) 予防接種

ア 国と連携して、新型インフルエンザ等対策の実施に携る市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

〔健康推進課〕＜医師団＞

イ 特定接種に係る具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。〔健康推進課〕

(5) 医療

ア 市内医療機関



国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供し、情報共有に努めるとともに、感染まん延に備えた協議を行う。〔健康推進課〕

イ 休日診療所

今後の対応について、医師団と協議するとともに、必要な医療資機材を備蓄し、整備を図る。〔健康推進課〕＜医師団＞

ウ 国が定める症例定義について、その設定時及び変更時に医療機関等に対して、遅滞なく、また確実にその内容を周知する。〔健康推進課〕

エ 感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止方法について、確認を行う。〔健康推進課〕

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 介護事業者に対して、生活に支障を来す要介護者等が訪問等のサービスを受けられるよう事業維持の要請をする。〔福祉課〕

イ 新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。〔福祉課〕

ウ 県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。〔環境政策課〕

エ 国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、臨時遺体安置所等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。〔環境政策課〕

オ 水道水の安定的供給を行うため、要員の確保等体制の検討を行う。〔水道課〕

## 3 県内未発生期（国内発生早期以降）

発生状況
<p>(1) 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p> <p>(2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。</p> <p>(国内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> <p>(国内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
目的
<p>(1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>(2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
対策の考え方
<p>(1) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>(2) 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。</p> <p>(3) 県内感染期への移行に備えて、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>(4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>

## (1) 実施体制

「市対策本部の設置」

ア 市対策庁内連絡会議を継続設置する。国により緊急事態宣言がなされた

場合、任意の知多市対策本部から直ちに特措法に基づく知多市対策本部に移行する。市内患者発生時に備え、新型インフルエンザ等に関する情報共有を図り、今後の対策に向けて協議する。（特措法第34条）〔健康推進課〕

イ 県内感染期に備えて、職場における感染対策や事業体制の維持について、事前の準備を行う。〔各課〕

(2) 情報提供・共有

ア 情報収集

新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、患者の発生動向を把握する。〔健康推進課〕

イ 情報提供

(ア) 国からの要請に従い、国から配布される質疑応答集の改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるように体制の充実・強化を行う。〔健康推進課、市民活動推進課、関係各課〕

(イ) 新型インフルエンザ等について、広報ちた、市ホームページ等により、市民に情報提供する。〔健康推進課、市民活動推進課〕

(ウ) 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部、厚生労働省及び県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行うておく。〔市民活動推進課〕

(エ) 国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。〔健康推進課、市民活動推進課〕

(3) 予防・まん延防止

市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。〔関係各課〕

(4) 予防接種

ア 特定接種

国と連携して、新型インフルエンザ等対策の実施に携る市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

〔健康推進課〕＜医師団＞

イ 住民接種

(ア) 緊急事態宣言がされていない場合

- a 住民接種に係る住民からの基本的な相談に応じる。〔健康推進課〕
- b パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を行う。〔健康推進課〕

(イ) 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策及び共通留意事項に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- a 住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。〔健康推進課〕
- b 住民接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。〔健康推進課〕
- c 住民接種に関する広報で留意する事項
  - ・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
  - ・ワクチンの有効性・安全性について公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
  - ・接種の時期、方法等、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

(ウ) 住民接種における共通留意事項

- a 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校・

勤労文化会館等公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。〔健康推進課〕＜医師団＞

- b 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に行かないよう広報した、市ホームページ等により周知すること及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を行う。〔健康推進課〕

(5) 医療

ア 市内医療機関

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等へ迅速に提供する。〔健康推進課〕

イ 休日診療所

今後の対応について、医師団と協議するとともに、必要な医療資機材を備蓄し、整備を図る。〔健康推進課〕＜医師団＞

- ウ 国が作成した接種に関する基本方針、接種実施ガイドラインに従って行う医療機関の選定、接種実施人材の確保等に努め、ワクチンの接種に備える。〔健康推進課〕

エ 県が行う帰国者・接触者外来を設置する医療機関の選定に協力する。〔健康推進課〕

オ 県内感染期に想定される市内の入院患者の受け入れ先医療機関を確認する。〔健康推進課〕

カ 県内感染期に備え、市内医療機関の診療体制を確認する。〔健康推進課〕

キ 高齢者、障がい者等の入所施設における集団感染発生時の対応について検討する。〔健康推進課、福祉課〕

ク 新型インフルエンザ等患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等は、県の要請等に従って行動する。〔健康推進課〕

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

## ア 緊急事態宣言がされていない場合

## (ア) 要援護者への支援

- a 県内感染期の在宅療養者（児童、高齢者、障がい者等）への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者の対応を検討する。〔福祉課〕
- b 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。〔福祉課〕

## (イ) 遺体の火葬・安置

- a 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等が、市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に渡すよう調整する。〔環境政策課〕
- b 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。〔環境政策課〕
- c 火葬場の処理能力の調査、把握、検討を行う。〔環境政策課〕
- d 遺体の収容や運営体制の整備を図り、遺体に対する適切な対応を行う。〔環境政策課〕

## (ウ) 要員を確保し、一般廃棄物（ごみ）処理機能の維持を図る。〔清掃業務課〕

## イ 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、以下の対策を行う。

- (ア) 市水道事業者は、その行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水道水を安定的にかつ適切に供給するために必要な措置を講ず

る。〔水道課〕

(イ) 市民生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔商工振興課〕

(ウ) 国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。〔環境政策課〕

(エ) 国から県を通じ行われる、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、臨時遺体安置所等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。〔環境政策課〕

(オ) 国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。〔福祉課〕

## 4 県内発生早期

発生状況
<p>(1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> <p>(2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。</p> <p>(国内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> <p>(国内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
目的
<p>(1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>(2) 患者に適切な医療を提供する。</p> <p>(3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
対策の考え方
<p>(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた場合は、積極的な感染対策等をとる。</p> <p>(2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>(3) 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。</p> <p>(4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</p>



- (5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- (6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

知多市対策本部を継続設置する。〔健康推進課〕

(2) 情報提供・共有

ア 県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を継続し、対策の方針等を確認するとともに、流行状況等を的確に把握する。〔健康推進課〕

イ メディア等に対し、適宜、発生、対応状況等についての情報を提供する。〔健康推進課、市民活動推進課〕

ウ 市民からの問合せに対応する相談窓口を設置し、適切な情報を提供する。〔健康推進課、市民活動推進課〕

エ 発生、対応状況について、随時、市民に情報を提供する。〔健康推進課、市民活動推進課〕

オ 国が作成する質疑応答集の改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、適切な情報提供を行う。〔健康推進課〕

(3) 予防・まん延防止

ア 市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。〔関係各課〕

イ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を確認するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。〔幼児保育課、学校教育課、青少年支援課〕

(4) 予防接種

ア 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携る市職員に対して、特定接種を行う。〔健康推進課〕

## イ 住民接種

### (ア) 緊急事態宣言がされていない場合

- a 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。〔健康推進課〕
- b パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、国が接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ決定した接種順位に従い、予防接種法第6条第3項に規定する住民接種を開始するとともに、国の求めに応じ、接種に関する情報提供を開始する。〔健康推進課〕

### (イ) 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策及び共通留意事項に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。〔健康推進課〕

### (ウ) 住民接種における共通留意事項

- a 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校・勤労文化会館等公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。〔健康推進課〕〈医師団〉
- b 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に行かないよう広報した、市ホームページ等により周知すること、接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を行う。〔健康推進課〕

## (5) 医療

### ア 市内医療機関

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等

を医療機関等へ迅速に提供する。〔健康推進課〕

イ 休日診療所

今後の対応について、医師団と協議するとともに、必要な医療資機材を備蓄し、整備を図る。〔健康推進課〕〈医師団〉

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 緊急事態宣言がされていない場合

(ア) 要援護者への支援

a 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。〔福祉課〕

b 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。〔福祉課〕

(イ) 遺体の火葬・安置

a 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。〔環境政策課〕

b 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を県が行う際に連携する。〔環境政策課〕

c 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。〔環境政策課〕

d 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨

時遺体安置所を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。〔環境政策課〕

- e 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。〔環境政策課〕

(ウ) 水道事業を営む市として、水道水の安定供給を行う。〔水道課〕

(エ) 要員を確保し、一般廃棄物（ごみ）処理機能の維持を図る。〔清掃業務課〕

(オ) 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

〔健康推進課、市民活動推進課〕

イ 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 市水道事業者は、その行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水道水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

〔水道課〕

(イ) 市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔商工振興課〕

(ウ) 国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。〔環境政策課〕

(エ) 国から県を通じ行われる、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、臨時遺体安置所等を直ちに確保する旨

の要請を受け、対応する。〔環境政策課〕

(オ) 国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。〔福祉課〕

## 5 県内感染期

発生状況
<p>(1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）</p> <p>(2) 国内では、国内感染期にある。</p> <p>（国内感染期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
目的
<p>(1) 医療体制を維持する。</p> <p>(2) 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>(3) 市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。</p>
対策の考え方
<p>(1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</p> <p>(2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県が判断した実施すべき対策に従い、本市の対策を行う。</p> <p>(3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>(4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>(5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>(6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活</p>

動をできる限り継続する。

(7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(8) 状況の進展に応じて、国・県と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

知多市対策本部を継続設置する。〔健康推進課〕

### (2) 情報提供・共有

ア 県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を継続し、対策の方針等を確認するとともに、流行状況等を的確に把握する。〔健康推進課〕

イ メディア等に対し、適宜、発生、対応状況等についての情報を提供する。〔健康推進課、市民活動推進課〕

ウ 市民からの問合せに対応する相談窓口を設置し、適切な情報を提供する。〔健康推進課、市民活動推進課〕

エ 発生、対応状況について、随時、市民に情報を提供する。〔健康推進課、市民活動推進課〕

オ 国が作成する質疑応答集の改訂等があった場合は、関係機関に速やかに送付し、適切な情報提供を行う。〔健康推進課〕

### (3) 予防・まん延防止

ア 市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。〔関係各課〕

イ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を確認するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。〔幼児保育課、学校教育課、青少年支援課〕

ウ 県が緊急事態措置として外出自粛及び施設の使用制限等の要請を行った場合には、周知に協力する。〔健康推進課、市民活動推進課、関係各課〕

(4) 予防接種

住民接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

住民接種は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

[健康推進課]

イ 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。〔健康推進課〕

(5) 医療

ア 緊急事態宣言がされていない場合

(ア) 市内医療機関

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等へ迅速に提供する。〔健康推進課〕

(イ) 休日診療所

院内感染対策を徹底し、一般患者及び新型インフルエンザ等患者に対する診療を継続する。〔健康推進課〕

(ウ) ワクチンの接種が開始された場合は、接種体制の確保及びワクチンの安定供給が図れるよう状況に即した検討をする。〔健康推進課〕

イ 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・国及び県と連携し、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に医療を提供するため、状況により臨時の医療施設を設置



(特措法第48条第1項及び第2項)し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

〔健康推進課〕

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 緊急事態宣言がされていない場合

(ア) 水道事業を営む市として、水道水の安定供給を行う。〔水道課〕

(イ) 要員を確保し、一般廃棄物（ごみ）処理機能の維持を図る。〔清掃業務課〕

(ウ) 患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

〔健康推進課、福祉課、消防署〕

イ 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 市水道事業者は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水道水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。〔水道課〕

(イ) 生活関連物資等の価格の安定等

a 市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。〔商工振興課〕

b 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、

市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔商工振興課〕

- c 生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。〔商工振興課〕

(ウ) 要援護者への生活支援

国の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施する。

〔福祉課〕

(エ) 遺体の火葬・安置

- a 国から県を通じ行われる、可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、斎場の火葬炉を稼働させる。〔環境政策課〕
- b 国から県を通じ行われる、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、臨時遺体安置所等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。〔環境政策課〕

## 6 小康期

発生状況
(1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 (2) 大流行は一旦終息している状況
目的
市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## (1) 実施体制

- ア 緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに知多市対策本部を廃止する。〔健康推進課〕
- イ 県内感染期の対応に関する評価、計画の見直しを行う。〔関係各課〕
- ウ 国の行うガイドライン、指針、勧告等を見直しに合わせて、手順等の必要な見直しを行う。〔関係各課〕

## (2) 情報提供・共有

- ア 状況を見ながら国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。〔健康推進課、市民活動推進課〕
- イ 流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行う。〔健康推進課〕

## (3) 予防・まん延防止

- まん延防止策を終了する。〔健康推進課、関係各課〕

(4) 予防接種

住民接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。〔健康推進課〕

イ 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。〔健康推進課〕

(5) 医療

ア 市内医療機関

国等から提供される新型インフルエンザ等に係る情報等を医療機関等へ迅速に提供する。〔健康推進課〕

イ 休日診療所

医師団と協議のうえ、新型インフルエンザ等発生前の通常の診療体制に戻す。〔健康推進課〕〈医師団〉

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 緊急事態宣言がされていない場合

(ア) 社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。〔関係各課〕

(イ) 介助者がいない乳幼児、児童、高齢者、障がい者等を把握し、必要に応じて可能な支援に努める。〔福祉課、子育て支援課、幼児保育課、学校教育課〕

(ウ) 水道水、一般廃棄物（ごみ）処理及び遺体の対応等については、状況を見ながら、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す。〔環境政策課、清掃業務課、水道課〕

イ 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止を行う。〔関係各課〕

## 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### (1) 実施体制

市内及び隣接する市町で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、国が決定した人への感染拡大防止対策に関する措置を踏まえた上で、「知多市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議」の枠組みを利用した関係各課による会議を必要に応じて開催し、本市の行う措置等について協議する。〔健康推進課、関係各課〕

### (2) 情報提供・共有

#### ア 情報収集

国・県等から鳥インフルエンザに関する情報を収集する。〔健康推進課、農業振興課〕

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、感染症法に基づく医師からの届出により全数を把握する。〔健康推進課〕

#### イ 情報提供・共有

(ア) 市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国・県と連携して、市内の対応状況等について、市民、メディア等へ情報提供を行う。〔健康推進課、市民活動推進課〕

(イ) 市民からの健康相談に対応する。〔健康推進課〕

### (3) 予防・まん延防止

ア 家きん等への防疫対策については、知多市家畜伝染病防疫対策マニュアルに基づき対応する。〔農業振興課〕

イ 国内での高病原性鳥インフルエンザの発生事例を踏まえ、本市におけるウイルス侵入の早期発見とまん延防止を図る。〔環境政策課、農業振興

課]

(4) 医療

ア 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。〔健康推進課〕

イ 県が行う発生農場で防疫業務に従事する者の健康管理対策に協力する。〔健康推進課〕

## 【用語解説】

※アイウエオ順

## ・インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

## ・家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

## ・帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

## ・帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

## ・基本的対処方針等諮問委員会



役割としては、特措法第18条第4項において、新型インフルエンザ等対策に係る基本的対処方針を定める場合、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないと規定されており、そのほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見を内閣総理大臣又は特措法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとされている。

- ・抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

- ・个人防护具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

- ・サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

- ・死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

- ・人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

- ・ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

- ・ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

- ・ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

- せきエチケット

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれないので、周囲にかからないように口と鼻を手で覆います。口と鼻を拭いたティッシュ等はすぐにゴミ箱に捨て、手を石鹸で洗います。また、他の人から顔をそらせたり、周囲の人からなるべく離れます。

- 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

- 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

- 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

- 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

- ・ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

- ・ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

- ・ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

- ・ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。